

○2013 年度 同志社大学動物実験委員会委員

同志社大学動物 実験委員会規程	研究機関等における 動物実験等の実施に 関する基本指針	氏 名	所 属 部 課	専 門 分 野
第 3 条 (1)	③学識経験者	横川 隆一	生命医科学部・ 生命医科学研究科	ロボット工学
第 3 条 (2)	③学識経験者	樋上 誠	施設部 (職員)	大学全体の施設管理責任者
第 3 条 (3)	③学識経験者	市川 寛	生命医科学部・ 生命医科学研究科	消化器内科学, 臨床栄養学
第 3 条 (4)	③学識経験者	森田 有亮	生命医科学部・ 生命医科学研究科	生体工学
第 3 条 (5)	③学識経験者	田口 聡志	商学部・ 商学研究科	会計学, 監査論
第 3 条 (6)	②実験動物有識者	力丸 裕	生命医科学部・ 生命医科学研究科	聴覚生理学、聴覚心理学、神経行動学、生物ソナー、音声知覚、神経科学 (含脳科学)
第 3 条 (6)	①動物実験有識者	畑 敏道	心理学部・ 心理学研究科	実験心理学・生理心理学・行動学的神経科学
第 3 条 (6)	②実験動物有識者	元山 純	脳科学研究科	発生生物学・遺伝学・神経科学
第 3 条 (7)	③学識経験者	橋本 雅文	理工学部・ 理工学研究科	ロボット工学, メカトロニクス, センシング工学, 制御工学
第 3 条 (7)	③学識経験者	伊藤 利明	生命医科学部・ 生命医科学研究科	応用数学

【同志社大学動物実験委員会規程 (抜粋)】

(構成)

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験を実施する学部又は研究科の長から 1 名
 - (2) 施設部長
 - (3) 保健センター所長
 - (4) 環境保全・実験実習支援センター副所長から 1 名
 - (5) 倫理審査主事から 1 名
 - (6) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者 3 名
 - (7) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2 名
- 2 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の委員をもってあてる
- 3 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

【研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (抜粋)】

第 3 動物実験委員会

1, 2 (略)

3 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、研究機関等の長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮すること。

- ①動物実験等に関して優れた識見を有する者 (上記表では「①動物実験有識者」と称す。)
- ②実験動物に関して優れた識見を有する者 (上記表では「②実験動物有識者」と称す。)
- ③その他学識経験を有する者 (上記表では「③学識経験者」と称す。)